

消費税インボイス制度 相談窓口のご案内

令和5年10月より消費税の仕入税額控除の方式として
インボイス制度が始まります。

適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、これにあてはまるには登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。当所ではインボイス制度の導入により事業環境変化を受ける中小・小規模事業者の皆様の相談に対応するため、税理士による個別相談窓口を設置いたします。相談は無料となっておりますので、この機会にぜひご利用ください。

相談無料!



対象 中小・小規模事業者 相談時間 1事業者 1時間

開催場所 姫路商工会議所 1階事務局内

申込方法 お電話、もしくは予約申込書に記入し、FAXをお送り下さい。

その他 ●原則、事前予約が必要です。
但し空き状況に応じて当日申込みも受付いたします。
●各種手続きを代行するものではありません。

毎週金曜日(祝日除く)
10:00 - 12:00 13:00 - 17:00

●開催日

8月

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sta
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sta
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sta
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

上記カレンダーをご確認の上、ご希望の相談日時・相談内容をご記入ください。(先着順)

インボイス相談窓口予約申込書

FAX. 079-222-6005 姫路商工会議所 中小企業相談所 行

※FAXは切らずにそのまま送信してください

事業所名		業種		従業員数	人
所在地	〒	TEL			
		FAX			
相談者名		役職			
希望日時	月 日(金) ※希望時間にチェックを入れてください。 ☐ 10:00 - 11:00 ☐ 14:00 - 15:00 ☐ 11:00 - 12:00 ☐ 15:00 - 16:00 ☐ 13:00 - 14:00 ☐ 16:00 - 17:00		相談内容		